

加古川市こども家庭センターにおける母子保健担当窓口運営要綱

令和8年3月10日  
こども部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市こども家庭センターにおける母子保健担当窓口（以下、「母子保健担当窓口」）の名称及び運営内容について定める。

(名称及び位置)

第2条 母子保健担当窓口の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
育児保健課	加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所内
ぽかぽか相談室	加古川市平岡町新在家615番地の1 イオン加古川店内

(業務時間)

第3条 業務時間は、育児保健課にあつては午前8時30分から午後5時15分まで、ぽかぽか相談室にあつては午前9時から午後5時30分までとする。

(休業日)

第4条 育児保健課の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 ぽかぽか相談室の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 毎月第1、第3及び第5日曜日
- (2) 偶数月の第2土曜日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) イオン加古川店の休業日

(職員の配置)

第5条 母子保健担当窓口は、保健師、助産師その他の母子保健に関する専門知識を有する者を1名以上配置する。

(業務の内容)

第6条 母子保健担当窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (2) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。
- (3) 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。
- (4) 支援プランを策定すること。
- (5) 保健医療又は福祉の関係機関と連携調整を行うこと。
- (6) その他妊産婦及び乳幼児の保護者等の支援に関すること。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、母子保健担当窓口の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 加古川市子育て世代包括支援センター運営要綱（令和6年4月1日こども部長決定）は、廃止する。